

参考

一般社団法人保育サロンこどものそのたんぽぽ運営規程

平成 31 年 4 月

(保育所の名称等)

第 1 条 一般社団法人保育サロンこどものそのたんぽぽが設置経営する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 保育サロンたんぽぽ
- (2) 所在地 長崎県佐世保市権常寺町 1093 番 38・1093 番 40

(施設の目的及び運営方針)

第 2 条 保育サロンたんぽぽ（以下「当保育所」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を受け入れ、入所児童が、明るく衛生的な環境で、心身ともに健やかに社会の一員として育成されることを目的として保育事業を行う。

2 当保育所は、佐世保市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年佐世保市条例第 106 号。以下「条例」という。）、その他関係法令を遵守し、保育事業を行う。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 3 条 当保育所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、入所児童の状況等により、年度途中の職員の員数は変動することがあり得る。

- (1) 施設長 1 名（常勤専従）
施設長は、保育所を統括し、職員の指導監督を行う。
- (2) 保育士 11 名（常勤 3 名、非常勤 8 名）
保育士は、入所児童の保育業務に従事し、その計画の立案、実施、記録及び保護者との連絡調整等の業務を行う。
- (3) 調理員 1 名（常勤専従）
調理員は、食材の衛生管理や調理器具の保守点検を徹底して行い、入所児童に適した食事計画に基づいて、安全・安心な食事及びおやつを提供する。
- (4) 保育補助
必要な場合は、保育補助を置く事ができる。
- (5) 事務員 1 名（常勤専従）
事務員は、当保育所全体の経理関係及びその他事務の業務を行う。
- (6) 嘱託医・嘱託歯科医 各 1 名
嘱託医及び嘱託歯科医は、入所児童の健康診断や職員の健康相談、園舎の衛生管理に関する助言指導を行う。また、嘱託歯科医は、歯の健康診断や職員の健康相談などの助言指導を行う。

(提供する保育等の内容)

第 4 条 条例第 41 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（保育所保育指針）に基づき提供する保育のほか、以下に掲げる保育その他便宜の提供を行う。

- (1) 延長保育事業
- (2) 一時預かり事業
- (3) 障がい児保育事業
- (4) 食事の提供
- (5) 育児相談

(利用定員)

第 5 条 当保育所の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども（保育を必要とする 3 歳以上児。以下「2 号認定子ども」という。） 7 人
- (2) 法第 19 条第 1 項第 3 号の子ども（保育を必要とする 3 歳未満児。以下「3 号認定子ども」という。）のうち、満 1 歳以上の子ども 10 人

(3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 3人

(保育の提供を行う日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月30日から1月3日)及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第7条 当保育所の保育提供時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

当保育所が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、当保育所が定める保育時間(11時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。

月～土 7時00分から18時00分までとする。

(2) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

当保育所が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。ただし、当保育所が定める保育時間(8時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分まで及び16時30分から開所時間の間に延長保育を提供する。

月～土 8時30分から16時30分までとする。

(3) 開所時間

当保育所が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～土 7時00分から19時00分

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当保育所は、支給認定保護者が佐世保市に徴収される保育料のほか、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価及び特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表①に掲げる費用の支払を受けるものとする。

2 当保育所は、前項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付するものとする。ただし、別で当該費用を徴収した指定袋(納付用封筒)に領収印を押印したうえで、当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し返却を行う場合、これを領収書に代えるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当保育所は市町から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当保育所は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

(2) 入所児童が小学校に就学したとき

(2) 2号認定の子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 3号認定の子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第11条 保育の提供を行っているときに、入所児童の体調に急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者に連絡を取り速やかに嘱託医又は入所児童の主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。(※別途『たんばば危機管理マニュアル』)

2 保育の提供により事故が発生した場合は、直ちに佐世保市、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 保育の提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 入所児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第12条 当保育所は、自然災害、火災、その他の防災対策について計画的な防災訓練と非常災害に

備えて、消防計画等を作成し、計画的な防災訓練と設備改善を図ることとする。(※別途、『たんぽぽ危機管理マニュアル(防災・安全管理)』による。)

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については、少なくとも毎月1回行うものとする。
(虐待の防止のための措置)

第13条 当保育所は、入所児童の人権の擁護、虐待の防止を図るため、虐待防止に関する責任者の設置、その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修等の実施を行うものとする。
(健康管理)

第14条 当保育所は、入所児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断(歯科は年1回)を実施し、記録等の整備を行い、適正に管理するものとする。

2 職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者の検便は毎月実施するものとする。なお、調乳を行う保育士にあっても、毎月検便を実施するものとする。
(保護者との連絡)

第15条 入所児童の行動や生活、健康状態等について、常に保護者との連絡を図り相互の緊密な意思疎通を図るよう努めるものとする。
(地域との交流)

第16条 当保育所は、常に地域との交流に努め、保育所に対する理解と協力を得ることにより、入所児童が社会の一員として健全に育成されるよう努めるものとする。
(文書の管理等)

第17条 当保育所は、施設、職員、設備、会計等に関する諸記録の整備を適正に行い、その保存年限は別表②のとおりとする。
(その他運営に関する重要事項)

第18条 この規程に定めるもののほか、当保育所の管理に必要な事項は、施設長がその都度定めるものとする。

子育てを成功させる秘訣、鉄則 :「大人と同じように接すること」

(岡田樹代子さんの Facebook より抜粋)

(岡田樹代子さんの Facebook より抜粋)

子育てがわからない

実はどう子どもを育てたらいいかわからないという人へ

(実際予想外にたくさんいるみたいですね)

絶対に子育てを成功させる秘訣、鉄則はこれです。

「大人と同じように接すること」

これが大基本の大鉄則です。

どんなに生まれたての赤ちゃんも、です。

これは本当にうまくいく秘訣です。

どれぐらい大人と同じように接するかというと

本当に大人と同じくらいにです。

もしあなたに赤ちゃんができて

あなたの家に始めて連れてきたら

家族全員で丁寧に挨拶してください。

「どうも初めまして。私がお父さんです。こんにちわ(*^_^*)」 「私がお姉さんです。

これから一緒に住みますよ(^-^)」 「私はおばあちゃんです。よろしくね(´▽`)」

あなたの家に初めてよその人が来た時のようにです。

あなたが初めてよその家に行った時のようにです。

それを本気でできるかどうかで

何ヶ月もつづく夜泣きから逃れられるかもしれませんよ。

赤ちゃんを移動させるときは

「いまから抱っこしますよ。隣の部屋に行きますよ」とか

「車に乗るからね。降りたらおばあちゃんちですよ」とか

「いまからお風呂場に行きますよ。行ったら服を脱いでお風呂に入るからね」とか

必ず、必ず、声をかけてください。 赤ちゃんが聞いていないように見えても、必ずです。

想像してみてください。

もしあなたが、自分がよく知らない場所にて 意識はあるのに手足が動かなくて寝たきりなのに誰もなにも言ってくれず 自分の何倍も大きな体の知らない人にあっちやこっちに移動されたらいったいどうなるのかと怖くありませんか？

同じですね。

それをやり続けると

赤ちゃんは、大人にとって意味のわからないところで泣きます。

必ず行き先を丁寧に教えてあげてください。

赤ちゃん言葉はいりません。

赤ちゃん言葉を使って失礼な態度で接していても、赤ちゃんにはバレます。

大人の言葉で、ほかの大人の人に普通にするように気持ちも同様に誠実に接してください。

それで十分に通じます。

とくに、失礼な振る舞いが いきなり赤ちゃんの顔を触ること。もしあなたが、初対面の人にいきなり手を伸ばされ 顔を触られ「可愛いね〜♡」とやられたらどう思いますか？

赤ちゃんを触るときは 「こんにちわ。初めまして。私は〇〇といいます。ほっぺ触らせてもらっていいですか？」と丁寧にお願いしてから触ってください。

これをやったら、あなたは赤ちゃんの態度の変化に驚くことでしょう。

赤ちゃんが 大人に怒ったり歯向かったりしないのは 小さくて力が弱いからです。

ただそれだけの理由です。ただそれだけの理由のみです。

できるだけ早く、赤ちゃんに、尊厳を持って接することをオススメします。

生まれた初っぱなからちっともそれをしないでいると

その子は大きくなるにつれて 相当扱いにくくなってくるでしょう。

この大基本の大鉄則をしらないお母さんは

嫌がっている子に無理やり何かをやらせたり ものを無理やり取り上げたりしてしまうのです。

ただ子どもだからという理由で。

そして、なぜうちの子はこんなに聞き分けが悪く、こんなに反抗的で、こんなにも扱いにくいのかと嘆き、善意でもって保健師さんなんかには精神科を紹介されることがあるのです。

またそういう子は常に不安に駆られているため、必要以上に後追いしたり、そうして欲しくない時に大泣きし、おりこうにして欲しい時に暴れます。

赤ちゃんは体が小さいだけの一人のあなたと同じ存在性です。
あなたは誰にも失礼な態度を取って欲しくないと思います。

もしあなたが初めて会った時からずっとあなたの存在を無視し続け、人形みたいに扱い、好き勝手に連れ回し、無理やりいろんなことをさせる人がいたら、あなたはだんだんとその人が大嫌いになって絶対にその人の言うとおりになんかするもんか、と思い、どうやって反抗してやろうかどうやって仕返し位してやろうかと日々無意識に目論んで行くでしょう。

もしそれを望んでいないなら
大人と同じように接する事
これをすぐ実行してください。